

10月1日(日)は

美濃加茂市議会議員選挙の 投票日です

投票時間は午前7時から午後8時まで



投票のできる人

- 3カ月以上引き続き市内に住所のある人
(平成18年6月23日以前に転入届を出した人)
 - 投票日(10月1日)に満20歳以上の人
(昭和61年10月2日以前に生まれた人)
 - 日本国籍のある人
- ※以上の要件を満たす人でも、投票日(10月1日)の前日までに、転出などにより市内に住所を有しなくなった人は、投票日に投票することができません

投票所入場券

- 投票所入場券は、期日前投票にも使用できますが、投票日(10月1日)の投票のための整理券として郵送しています。できる限り早期に郵送する予定ですが、期日前投票の際に届いていない場合でも、選挙人名簿に登録されている人は投票できます
- 投票当日に入場券を持参されなくても、選挙人名簿に登録されている人(転出者は除きます)であれば投票することが出来ます。投票所の受付でその旨を申し出てください

投票所

次の2カ所の投票所は、平成17年9月執行衆議院議員総選挙と異なりしますのでご注意ください

	変更前	変更後
(川合投票区)	川合東公民館	川合西公民館
(山之上北投票区)	南坂公民館	田畑公民館

期日前投票・不在者投票

- 投票のできる期間 9月25日(月)～30日(土)
- 投票のできる時間 午前8時30分～午後8時
- 投票のできる場所 市中央公民館2階 202号室
- 投票のできる人 投票日(10月1日)に、仕事、旅行、学業、地域行事、冠婚葬祭、歩行困難などのために投票所へ行くことができない人

(自宅などでの不在者投票)

- 身体に重度の障がいがあり、一定の要件に当てはまる人は、郵便による在宅投票ができます。この方法で投票するためには、市選挙管理委員会が交付する「郵便等投票証明書」が必要です

(遠隔地に滞在している場合の不在者投票)

- 市の選挙人名簿に登録され遠隔地に滞在している人で、市内で投票することができない場合、滞在先の選挙管理委員会に不在者投票をすることが出来ます

(指定病院などに入院している場合の不在者投票)

- 都道府県選挙管理委員会が指定している病院や老人ホームなどに入院・入所している人で、投票日(10月1日)に投票所へ行くことができない人は、その施設内で不在者投票をすることが出来ます。この場合、投票用紙の請求などに時間がかかりますので、早めに病院または老人ホームな

どに申し出てください
※手続きなどの詳細については、市選挙管理委員会へお問い合わせください

開票

- ◇とき 10月1日(日)午後8時50分～
- ◇ところ 市中央体育館プラザちゅうたい
- 開票所参観入場券について

開票の参観ができる人は、市議会議員選挙の選挙権のある人に限られます。参観を希望される人には期日前投票所または選挙当日の投票所で開票所入場券を交付しますので、受付に申し出てください

※開票の速報は、市のホームページでも公開します
(URL: <http://www.city.minokamo.gifu.jp>)

立候補の届け出および受け付け

- ◇とき・ところ 9月24日(日)
午前8時30分～正午 市中央公民館2階 201集会室
正午～午後5時 市役所本庁舎2階 第1会議室

市情報コーナーの利用を一時停止します

市役所玄関の市情報コーナーは、10月1日に執行が予定されています美濃加茂市議会議員選挙の投票所に使用するため、次の期間利用できません。
大変ご不便をお掛けしますが、よろしく願います。
○ 利用できない期間 9月22日(金)～10月2日(月)

行財政課 内線273

◎ご不明な点は、市選挙管理委員会までお問い合わせください
TEL. 25-2111 内線273・274・277 FAX. 25-3917
URL: <http://www.city.minokamo.gifu.jp> E-Mail: gyouzai@city.minokamo.lg.jp

わが街の 未来に届け いのちの一票